

国別障害関連情報 マラウイ共和国

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

令和 3 年 2 月
（2021 年 2 月）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。
本調査の内容は 2020 年 11 月から 2021 年 2 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報

マラウイ共和国

目次

1. 基礎指標	1
1－1. 基礎指標	1
1－2. 障害に関する指標.....	2
2. 障害関連政策	5
2－1. 障害関連行政制度.....	5
2－2. 障害関連法律の詳細.....	8
2－3. CRPD 批准による対応状況	13
2－4. 障害関連施策の状況.....	13
2－5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況 ..	27
2－6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況.....	28
2－7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響.....	29
3. 障害関連団体の活動概況.....	33
3－1. 障害当事者団体の活動概要.....	33
3－2. 障害者支援団体の活動概要.....	35
4. 参考資料	37

図表目次

図 1 機能障害別の障害者数割合（2018）	3
図 2 障害者の年齢別割合（2018）	3
図 3 障害者の性別割合（2018）	4
図 4 障害者の居住地域（2018）	4
表 1 マラウイの障害関連担当機関	6
表 2 障害別・教育レベル別の特別な教育的ニーズのある児童・生徒数（人）	16

略語表

CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
DPO	Disabled People's Organization	障害者団体
FEDOMA	Federation of Disability in Malawi	マラウイ障害者団体連盟
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
MACOHA	Malawi council for the Handicapped	マラウイ障害者評議会
MAP	Malawi Against Physical Disabilities	マラウイ障害者対策
MNSSP	Malawi National Social Support Programme	マラウイ国家社会支援プログラム
MoGCDSW	Ministry of Gender, Children, Disability and Social Welfare	ジェンダー・子ども・障害・社会福祉省
NACCODI	National Advisory and Coordination Committee on Disability Issues	障害に関する国家諮問調整委員会
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
SCT	Social Cash Transfer	社会的現金給付
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金

1. 基礎指標¹

1-1. 基礎指標

国民一人あたり GDP	411.55 米ドル	2019 年
-------------	------------	--------

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	9.65 %	2017 年
教育（対 GDP 比）	4.7 %	2018 年
社会福祉（対 GDP 比）	1.49 %	2016 年

人口

総人口	18,628,750 人	2019 年
男性人口比率	49.3 %	
女性人口比率	50.7 %	
都市人口比率	17 %	
農村人口比率	83 %	
平均余命（全体）	64 歳	2019 年
男性	61 歳	
女性	67 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	19 %	2018 年
新生児死亡率（1,000 人当たり）	20 人	2019 年

教育

教育制度		
初等教育年数	8 年	
義務教育年数 ²	8 年	
成人識字率（全体）	62 %	2015 年
男性	70 %	
女性	55 %	

¹ 世界銀行（<https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2020-12-08））に基づく。

² 義務教育は特に法律で定められていないが、政府としてはすべての子どもが学校に行くように推進している。

出所：外務省 https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/07africa/infoC74300.html（参照 2020-12-08）

就学率 ³		
初等教育（総就学率）		
全体	142 %	2018 年
男子	143 %	2019 年
女子	147 %	2019 年
中等教育（総就学率）		
全体	40 %	2018 年
男子	41 %	2019 年
女子	34 %	2019 年
高等教育（総就学率）		
全体	1 %	2011 年
男子	1 %	
女子	1 %	

雇用

失業率（全体）	5.7 %	2020 年
男性	4.7 %	
女性	6.7 %	

1－2．障害に関する指標

1－2－1．障害の定義

マラウイ共和国（以下、「マラウイ」）では、2012 年制定の障害法（Disability Act）で障害を「長期的な身体的、精神的（mental）、知的、感覚的な機能障害であって、さまざまな障害との相互作用により、他の人と対等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるおそれがあるもの」と定義している⁴。

1－2－2．障害に関する統計整備状況

2018 年に実施された国勢調査（2018 Malawi Population and Housing Census）では障害に関する項目があり、障害統計に関する国連ワシントン・グループ短縮質問紙セットが使用されている。また同調査では、人口におけるアルビノの割合についても情報収集を行っている⁵。

³ 初等：6 歳～14 歳、中等・高等：15 歳～18 歳 出所：外務省

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/07africa/infoC74300.html（参照 2020-12-08）

⁴ <https://www.mindbank.info/item/6120>（参照 2020-12-08）

⁵ National Statistical Office (2019) 2018 Malawi Population and Housing Census

1-2-3. その他統計⁶

障害者数 ⁷ （全体、5 歳以上）	1,556,670 人	総人口の 10.4%	2018 年
男性（5 歳以上）	701,484 人	総人口の 9.7%	
女性（5 歳以上）	855,186 人	総人口の 11.0%	

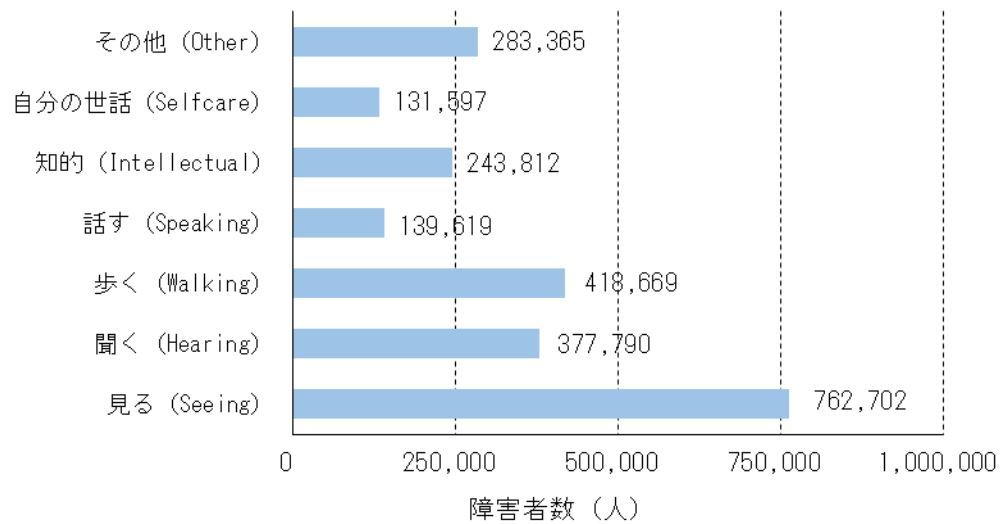


図 1 機能障害別の障害者数割合（2018）

出所：国家統計局（2019）を基に調査チームが作成

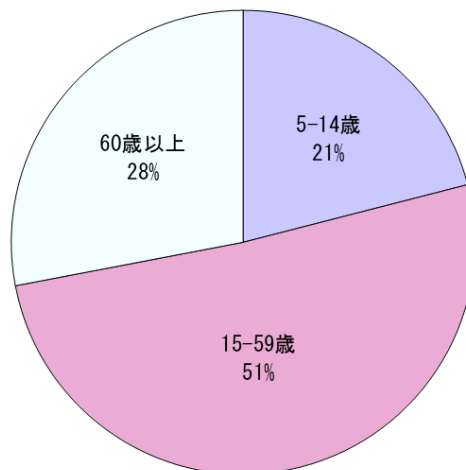


図 2 障害者の年齢別割合（2018）

出所：国家統計局（2019）を基に調査チームが作成

⁶ 国家統計局 (2019)

⁷ 少なくとも 1 種類の障害がある障害者の数であり、図 1~4 の障害者の総数とは一致しない。

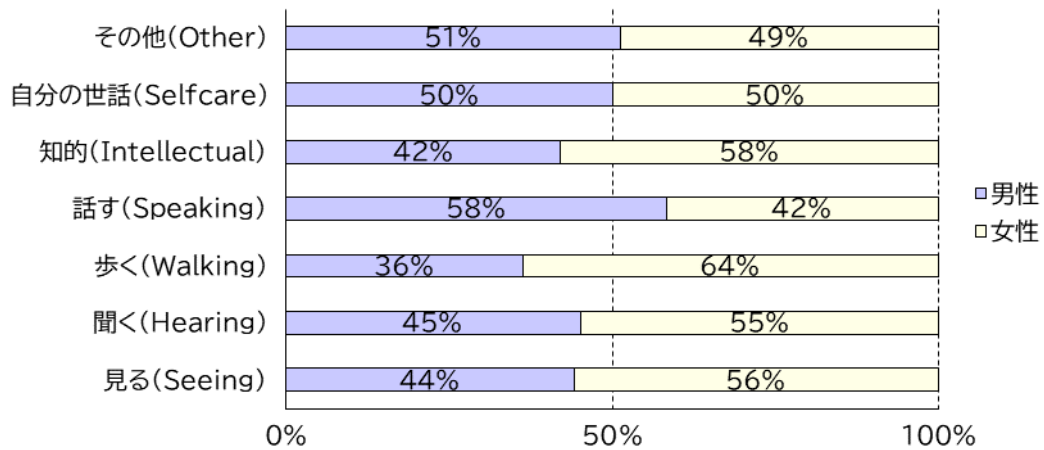


図3 障害者の性別割合 (2018)

出所：国家統計局 (2019) を基に調査チームが作成

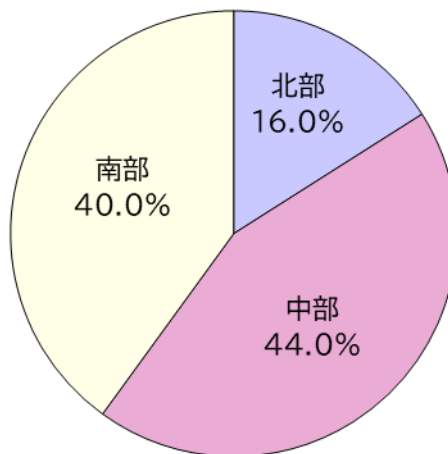


図4 障害者の居住地域 (2018)

出所：国家統計局 (2019) を基に調査チームが作成⁸

⁸ マラウイは北部・中部・南部の3州に分かれており、各州に含まれる県は以下のとおり。

北部：チティパ県、カロンガ県、ルンビ県、ムジンバ県、カタベイ県、リコマ県

中部：カスング県、ンチシ県、ドーワ県、ムチンジ県、コタコタ県、サリマ県、リロングウェ県、デッサ県、ンチェウ県

南部：マンゴチ県、バラカ県、ブランタイヤ県、マチンガ県、ゾンバ県、チラズル県、ムワンザ県、チョロ県、ムランジェ県、パロンベ県、チクワワ県、ンサンジェ県、ネノ県

2. 障害関連政策

2-1. 障害関連行政制度⁹

CRPD に関する政府報告書（以下、「政府報告」）によると、ジェンダー・子ども・障害・社会福祉省（Ministry of Gender, Children, Disability and Social Welfare。以下、「MoGCDSW」）は、国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）の実施に関連する事項について政府内で中心的な役割を担っている。同省は障害者に関するすべての事項について、他の政府省庁と協力して障害者の生活の質の向上と、社会経済発展のあらゆる分野への参加を促進している。

【中央政府行政】

マラウイ政府の障害関連担当機関を表 1 に示す。国内調整委員会設置状況は以下のとおり。

委員会名称	障害に関する国家諮問調整委員会（The National Advisory and Coordination Committee on Disability Issues。以下、「NACCODI」） ¹⁰
委員会メンバー	政府首席秘書官（委員長）、関連省庁の主席秘書官、障害者団体（Disabled People's Organization。以下、「DPO」）等
役割と実施状況	政府首席秘書官（Chief Secretary）が NACCODI の議長を務め、障害関連省庁の主席秘書官（Principal Secretary）が委員会の幹事を務める。主席秘書官は、各省庁・部局からの障害主流化に関する報告書を提出し、これらの報告書から、NACCODI は公共機関、地方自治体、市民団体、宗教関連団体の分野における障害主流化を促進するための政策、立法及びその他の技術的な問題について政府に助言を与える。NACCODI の議題と議論は、障害主流化に関する技術作業部会の報告書に基づいて行われる¹¹。 NACCODI の主要な使命¹²は以下のとおり。 1. 障害問題に関するすべての主要関係者が、障害の主流化に関する政府の省庁や部局、その他の関係者からの報告書を受け取り、議論し、検討するための場を提供する。 2. 障害に関する政策、立法、プログラムの策定、資源運用・分配に関するベストプラクティスについて政府に提言を行う。 3. 障害関連プログラムの実施、モニタリング、評価を監督する。

⁹ 特に記載のない限り、政府報告に基づき記載。

¹⁰ 政府報告及びマラウイ政府（2018b）に基づき記載。

¹¹ Government of Malawi (2018b) *National Disability Mainstreaming Strategy and Implementation Plan 2018-2023*

¹² Ibid (2018b)

表 1 マラウイの障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	ジェンダー・子ども・障害・社会福祉省 Ministry of Gender, Children, Disability and Social Welfare	政府報告によると、障害分野に関する同省の機能は以下のとおり。 ・ 障害者問題に関する政策の方向性を示す ・ 障害者の権利を促進する ・ セクター別の計画、政策、プログラムへの障害問題の主流化を促進する ・ 障害者の経済的エンパワメントを図る ・ 障害者の権利、ニーズ、潜在能力に関する意識を高める ・ 障害者プログラムの実施を調整、監視、評価する ・ 障害者部門の主要な関係者の能力開発を促進する
2	教育科学技術省 Ministry of Education Science and Technology	同省内に特別支援教育局（Special Needs Education Directorate）が設置され、教育における障害の主流化を担当している。ただし、障害関連に特化した予算は割り当てられていない ¹³ 。
3	保健省 Ministry of Health and Population	障害者支援としては地域に根ざしたリハビリテーション（Community-based Rehabilitation。以下、「CBR」）に重点を置いており、同省は、CBR を全国 10 カ所で行っているマラウイ障害者評議会（下記参照）のコミュニティ・リハビリテーション・ワーカーの教育に協力している。保健省は予防接種の提供や栄養不良の子どもへの十分な栄養の提供を通じて機能障害の予防を担当している。ただし、障害関連に特化した予算は割り当てられていない ¹⁴ 。
4	マラウイ障害者評議会 （Malawi Council for the Handicapped。以下、「MACOHA」という。）	障害者法（1971）により設立された政府機関 ¹⁵ で、障害者の福祉の促進、リハビリテーションと福祉サービスの提供、障害者のための職業訓練とその他の訓練の提供を管理している。マラウイ政府の障害関連予算の大半（約 60%）は MACOHA に配賦されている ¹⁶ 。

出所：政府報告、UNICEF（2019a）を基に調査チームが作成

¹³ UNICEF (2019a) 2018/2019 Disability Budget Brief

<https://www.unicef.org/esa/media/3841/file/UNICEF-Malawi-2018-2019-Disability-Budget-Brief.pdf>（参照 2021-01-11）

¹⁴ UNICEF (2019a)

¹⁵ 本調査では主管する省庁について情報を得ることができなかった。

¹⁶ UNICEF (2019a)

【地方政府行政】

マラウイの地方自治体は4つの市 (city) 議会、28の県 (district) 議会、2つの都市 (municipal) 議会、1つの町議会で構成されている。議会の評議員は選挙で選ばれ、評議員によって特別な利益団体を代表するための5人のメンバーが任命される。この利益団体にはDPOも含まれる¹⁷。

2018年に制定された「国家障害主流化戦略・実施計画2018-2023」によると、障害分野における地方自治体の主な役割¹⁸は、以下のとおり。

- ・ 地方分権政策に沿って、すべての地区の開発計画やプログラムにおいて障害の主流化を進めること
- ・ ツイントラック・アプローチ¹⁹を追求するために、地方議会で利用可能な資源が、障害者に特化したプログラムやサービスの実施のために公平に活用されるようにすること
- ・ 障害者に焦点を当てた条例を制定し、障害のある子どもの登録簿を維持することを地方自治体に義務づけた2010年の育児・保護・司法法第72条などの政策や法律の実施を促進すること
- ・ モニタリングと評価の枠組みの中で障害を主流化し、障害者が議会の関係者の一員として指定されていることを確認するとともに、議会での障害者の代表者の投票権を規定するために、地方自治法の関連条項の見直しを推進すること

県レベルでは、県長官が県障害主流化・モニタリング・評価委員会の議長を務め、その下に教育、保健、生計、社会包摂とエンパワメントの小委員会が設置されることになっている²⁰。2018年/2019年度では10県の県議会が障害主流化に関連した予算を有しており、総計590万クワチャ（約82万円²¹）となっている。ただし県議会予算への配分は、マラウイ政府の障害関連予算全体の0.5%以下となっている²²。

¹⁷ https://www.clgf.org.uk/default/assets/File/Country_profiles/Malawi.pdf（参照 2021-01-11）

¹⁸ Government of Malawi (2018b)

¹⁹ 障害者のエンパワメントと障害主流化のツイントラックのことと考えられるが、本戦略・計画文書内では同アプローチに関する説明はなされていない。

²⁰ Government of Malawi (2018b)

²¹ 1マラウイ・クワチャ=0.13908円（2020年12月JICAレート）

²² UNICEF (2019a)

2-2. 障害関連法律の詳細²³

マラウイにおける障害関連の法律は以下のとおり。

法律名	障害法 (Disability Act)
施行年	2012 年
概要	障害法は、障害を理由とする差別の禁止、障害者のための質の高い教育やその他の社会サービスへのアクセス、障害者が能力を開発するための平等な機会を提供することを規定している。この法律はさらに、教育機関による障害者の入学拒否のような特定の慣行を禁じている。また、公共政策や公共プログラムの設計、実施、モニタリング、評価において障害の主流化を推進している。さらに、同法では障害関連プログラムやサービスの実施を支援する「障害信託基金 (Disability Trust Fund)」の設置を定めている。なお、同法は障害者法 (1971 年、後述) を代替する法律ではない。 市民団体からのパラレルレポート²⁴ (2020) によると、障害法はまだ完全に運用されておらず、政府は同法の効果的な実施に不可欠な障害信託基金をいまだに設立していない。

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	雇用法
施行年	2000 年
障害に関する言及	雇用の基本的条件を規定するための法的枠組みであり、採用時、雇用過程、解雇における障害を理由とした差別を禁止している。加えて、障害者を含む不利な立場にあるグループのための積極的是正を奨励している²⁵。

²³ 特に記載のない限り、政府報告に基づき記載。

²⁴ Disabled Women in Africa と Humanity & Inclusion が共同で提出

²⁵ Government of Malawi (2018b)。雇用割当て制度自体については同法内に記載はない。

法律名	憲法
施行年	1995 年
障害関連の条項	マラウイ共和国憲法において、障害関連の条項は以下のとおり²⁶。 第 13 条：国は子どもや障害者の目標、男女平等、健康、教育などの目標達成に向けて、政策や法律を段階的に発展させなければならない。（特に第 13 条（g）では、公共の場へのアクセスの拡大、雇用の公正な機会、マラウイ社会のあらゆる分野への参加を可能にするための措置の制度化について規定している。） 第 20 条（1）：すべての人に平等で効果的な保護を保障し、障害を含まいかなる根拠による差別も禁止する。 第 30 条（1）：国民が経済的、社会的、文化的、政治的发展を享受し、発展する権利を明記し、女性、子ども、障害者などの疎外された人々の権利実現のための支援を保障する措置を講じる。 第 30 条（2、3）：基本的な資源、教育、保健サービス、食料、避難所、雇用、インフラへのアクセスにおけるすべての人の機会の平等を確保するための措置を講じる。

法律名	障害者法（Handicapped Persons' Act）
施行年	1971 年
概要	障害者法は、MACOHA の設立と同機関のサービスの規則について定めている。同法は、MACOHA の役割として以下を規定している。 1) 障害者の社会的経済的エンパワメントのためのリハビリテーションプログラムとサービスの設計と実施 2) 障害者のための組織の運営の規制 3) 障害に関する意識啓発 さらに、MACOHA にリハビリテーションプログラムとサービスのための資源を運用する権限を与えている。障害は現在、社会的に構成されるものとして定義されているが、障害者法は医療モデルを維持している。この問題に対応するために、マラウイ政府は同法の廃止も見据えて、より人権と開発を重視した見直しを行っている²⁷。

²⁶ Ibid (2018b)

²⁷ Ibid (2018b)

障害者政策

マラウイ政府が障害者政策を実施するための主要な国家政策・計画・戦略は以下のとおり。

政策名	国家障害主流化戦略・実施計画 2018-2023 ²⁸
施行年	2018 年
概要	これまで、障害は人権と開発問題として政府の開発アジェンダにおいて優先されてこなかったが、マラウイ成長開発戦略III（2017-2022）（後述）において障害者のエンパワメントが優先分野の一つに含まれた。したがって、国家障害主流化戦略・実施計画はすべてのレベルにおいて障害インクルーシブな開発を促進するために、包括的なセクター横断計画の実施を擁護することによって、主要な開発戦略の課題に対応するために策定された。本戦略・計画では、以下の6つの優先分野を定め、これまでの達成状況、課題、戦略的目標、中期的に達成すべき成果、戦略が記載されている。主管省庁はMoGCDSW。 1) 保健サービスへのアクセス 2) 教育へのアクセス 3) 生計手段へのアクセス 4) エンパワメント 5) 社会包摂 6) 分野横断的な課題：ジェンダー、アクセシビリティ、研究、HIV/エイズ、障害のある子どもと青少年、気候変動と防災

政策名	国家社会福祉政策：社会包摂の促進と人間の尊厳の尊重 ²⁹
施行年	2018 年
障害に関する言及	マラウイでは社会福祉サービスは十分な調整メカニズムや明確な政策ガイドラインがないまま各省庁・局に分散されている。この政策の目標は、統合的な社会福祉提供システムを通じて、最も脆弱なグループに対して社会正義と福祉の向上の促進に貢献することである。本政策は、障害者の権利の促進と擁護を支援しており、主管省庁はMoGCDSWである。

²⁸ Ibid (2018b)

²⁹ Government of Malawi (2018d) *National Social Welfare Policy: Promoting Social Inclusion and Human Dignity*

政策名	マラウイ成長開発戦略 III (2017-2022)
施行年	2017 年
障害に関連した戦略	マラウイの中期開発戦略。本戦略における障害関連戦略は以下のとおり。 1) 教育・技能開発 ・ 早期発見・早期介入の促進と特別な教育的ニーズのある子どもの包摂 ・ 特別支援教育向けのものを含む、指導・学習教材の利用可能性の確保 ・ 子ども、ジェンダーと障害に配慮し、安全で効果的な学習環境を提供する基礎教育施設の建設・改修 ・ ジェンダーと障害に配慮した中等教育施設の建設・改修 ・ 中等教育における特別支援ニーズの主流化支援 ・ 高等教育における特別支援教育プログラム、関連リソース・施設の提供 2) 交通・情報通信インフラ 障害者のような脆弱な状況にある人々や歩行者、自転車利用者のニーズに特別な配慮をした、安全で安価で持続可能な交通システム 3) ジェンダー、青少年育成、障害者と社会福祉 ・ 障害者とアルビノのための雇用とディーセント・ワークの促進 ・ 高齢者・障害者とアルビノの社会保護プログラムへの包摂の促進 ・ 高齢者・障害プログラムの効果的な実施・調整のための能力強化 ・ セクター別政策・法律・プログラムにおける障害者のニーズの反映促進 ・ 子ども、高齢者、アルビノの暴力、虐待、搾取からの保護 ・ 高齢者とアルビニズムのアドボカシーと意識啓発の促進 ・ 高齢者とアルビノの保護に関するコミュニティ参加の促進 4) 農業・水資源開発 障害者のみを対象にした戦略はないが、「青少年、女性、障害者、脆弱なグループの農業分野でのエンパワメント」を成果の一つに掲げ、「協同組合の結成促進」や「青少年、女性、脆弱なグループのための農業教育・技術研修の促進」などを戦略として記載している。

政策名	国家保健政策
施行年	2017 年
障害に関連した目標・戦略	本政策の目標の一つに、「2030 年までに、重要な保健成果における社会経済的、地理、性別、障害に関連した著しい差をなくす」を掲げている。また障害に関連した戦略として、以下がある。主管省庁は保健省。 ・ 保健インフラと医療機器が、障害、性別、民族、年齢、その他の脆弱性に関係なく、確実に誰もがアクセス可能にする。 ・ 障害者や子どもを含むすべてのグループのニーズを反映させるために、保健インフラや医療機器の規範、ガイドライン、基準を見直し、改訂する。

政策名	国家教育政策
施行年	2016 年
障害に関連した目標	初等・中等・高等レベルでのインクルーシブ教育の実施・拡大、高等教育機関で障害のある生徒に対する十分な支援を行うための能力強化と施設整備などが目標として定められている。主管省庁は教育科学技術省。

政策名	国家インクルーシブ教育戦略 2017-2021
施行年	2016 年
概要	本戦略を通じて、2022年までにすべてのレベルにおいて多様な児童・生徒のアクセス、参加、達成を促進する教育システムの構築を目指している。本戦略では、以下の8つの優先分野を掲げ、それぞれの優先分野に関して成果目標と戦略、担当省庁・団体と実施期間を規定している³⁰。 1) インクルーシブ教育のためのキャパシティ 2) インクルーシブ教育のためのガバナンスと管理 3) (ニーズのある) 児童・生徒の特定と評価 4) インクルーシブ教育管理情報システム 5) 教員教育とモチベーション 6) インクルーシブ教育のためのパートナーシップ 7) 指導と学習のための環境整備 8) インクルーシブ教育の資金調達 本戦略の中で年度ごとに各成果目標の達成に必要な予算額が計算されているものの、政府予算において障害のある児童・生徒を支援するための特別な予算項目は作成されていない³¹。主管省庁は教育科学技術省。

政策名	社会支援政策
施行年	2012 年
障害に関連した内容	社会支援政策では、現金給付の支援、教育支援、高等教育機関での職業技能訓練などを通じて、障害のある子どもたちのケアを重視している³²。同政策を実施するためにマラウイ国家社会支援プログラム (Malawi National Social Support Programme。以下、「MNSSP」) I が 2012 年から 2016 年に実施され、MNSSPI の反省と教訓に基づいて、MNSSPII (2018-2023) が 2018 年に開始された³³。主管省庁は経済計画開発省。

³⁰ MoEST (2016) *National Strategy on Inclusive Education 2017-2021*

³¹ UNICEF (2019b) *2018/2019 Education Budget Brief*

³² 政府報告

³³ Government of Malawi (2018a) *Malawi National Social Support Programme II (MNSSP II)*

政策名	国家教育セクター計画 2008-2017（2020 年まで延長）
施行年	2008 年
障害に関連した内容	本計画は、マラウイ政府と開発パートナーによる教育セクターへの投資の基礎となるものである。重点分野の一つは、特別支援教育を必要とする児童・生徒が、質の高い適切な教育を平等に受けられるようにすることである。特別な保健支援と教育支援を必要とする子どもたちの早期発見、介入、包摂を促進し、障害のある子どもたちのためのカリキュラムを設計することにより、就学前教育へのアクセスと公平性を向上させることも目指している ³⁴ 。主管省庁は教育科学技術省。

政策名	障害者の機会平等に関する国家政策
施行年	2006 年
概要	本政策は、障害者の権利を促進し、障害者が社会で完全かつ参加的な役割を果たすことを可能にし、主流化と包摂を促進するために策定された。この政策の目的は、障害者が他の国民と同じ基本的な権利と責任を享受し、マラウイのすべての政治的、社会的、文化的、経済的発展のイニシアチブに障害者が含まれることを保障することである。主管省庁は MoGCDSW。

2-3. CRPD 批准による対応状況³⁵

マラウイ政府は 2017 年 2 月 16 日に障害者権利委員会に政府報告を提出し、受理されている。権利委員会からは 2020 年 4 月 30 日に質問事項が提示されたが、2021 年 1 月時点で回答書は提出されていない。市民団体から質問事項に対するパラレルレポートが 2020 年に 2 報告が提出されている。パラレルレポートとして市民団体より指摘された課題及び推奨事項については次項で述べる。2021 年 1 月時点で選択議定書には署名していない。

2-4. 障害関連施策の状況³⁶

① リハビリテーションを含む医療サービス

障害法第 6 条 (1) は、政府が障害者に対して、機能障害の予防、早期発見、介入等のサービスを含む、適切なヘルスケアサービスを提供しなければならないと規定している。同法の第 7 条では、障害を理由に、保健施設でのヘルスケア及びリハビリテーションサービスへのアクセスを拒否されたり、高い料金を支払うことを要求されたりしてはならないと規定している。

³⁴ Government of Malawi (2018b)

³⁵ https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/countries.aspx?CountryCode=MWI&Lang=EN（参照 2021-01-11）

³⁶ 特別に記載のない限り、政府報告に基づいて記載。

保健施設は障害者を特定し、地区病院や中央病院、リハビリテーションセンターなどのより高度な保健施設に紹介する責任を負っている。マラウイの南部地域（特にムランジェ、チラドズル、ンサンジェ）では、保健サービス提供の際に、聴覚障害者のための手話に精通した臨床担当者と看護師の配置を含む障害者を優先する方針を採用している。

すべての中央病院で医療リハビリテーションが行われている。一部の地区病院では、医療リハビリテーション技術者を活用した医療リハビリテーションサービスのプログラムが拡大されている。また保健省は英国の非政府組織（Non-Governmental Organization。以下、「NGO」）「500miles」（3-2 参照）との間で、カムズ中央病院とムズズ中央病院での義肢装具及び装具サービスの提供に関する覚書に署名した。これらは有料のサービスだが、料金を支払う余裕のない患者には、病院が費用を負担することになっている。

マラウイには、障害者にリハビリテーションサービスを提供する NGO や財団もある。これらには、スー・ライダー財団（Sue Ryder Foundation）、フィード・ザ・チルドレン（Feed the Children）、マラウイ障害者対策（Malawi Against Physical Disabilities。以下、「MAP」）などがあり、MAP は国内で 200 以上の診療所を運営している。フィード・ザ・チルドレンはボランティアとリロングウェの 2 つのリハビリテーションセンターを運営しており、アウトリーチ・プログラムとして運営している。2014 年、フィード・ザ・チルドレンは 1,290 人以上の子どもたちにリハビリテーションサービスを提供した。スー・ライダー財団は、国内で医療リハビリテーションサービスを提供している。

一方で、政府報告では MAP がアウトリーチ・プログラムを中止したため、ほとんどの患者はリハビリテーションサービスを受けていないとも報告している³⁷。国連の報告書³⁸によると、マラウイでリハビリテーションサービスが必要だが受けられない障害者の割合は 76%（2011）、保健ケア施設に支障がある、またはアクセス可能ではないと回答した障害者は 13%（2011）という調査結果が紹介されている。

マラウイ政府³⁹や国連機関⁴⁰、市民団体⁴¹の報告書によるマラウイの障害者がリハビリテーション含む医療サービスにアクセスする際の課題は以下のとおり。

- ・ 医療・リハビリテーションの人材不足
作業療法士、理学療法士、皮膚科医、眼科医、言語聴覚士、医療ソーシャルワーカー、整形外科専門医などの医療リハビリテーション専門職、特に中間レベルの人材が決定的に不足している（官職の作業療法士は 2 人のみ）。大多数の国民がリハビリテーションを受けることができない。
- ・ 3 次医療の提供ができない
医療リハビリテーションと眼科分野の専門人材の不足により、3 次医療（高度・専門的な医療）が提供できない。

³⁷ MAP のホームページでも、予算不足によりアウトリーチ・プログラムが停止していることが記載されている。
<http://mapmw.org/outreach-clinics/>（参照 2021-01-11）

³⁸ UNDESA（2018）*Realization of the Sustainable Development goals by, for and with persons with disabilities: UN Flagship Report on Disability and Development 2018*

³⁹ 政府報告及び Government of Malawi（2018b）

⁴⁰ UNDP（未刊）*Draft Report on Access to services by PwDs in Malawi*（UNICEF（2019a）内で引用）

⁴¹ Disabled Women in Africa と Humanity & Inclusion 及び Under the Same Sun と Association of People with Albinism of Malawi

- ・ 政府のサービス提供システム内での支援機器の生産に関する人的・財政的能力不足
4つある紹介病院（referral hospital）のうち、クイーンエリザベス中央病院でのみ支援機器を生産することができる。
- ・ 医療インフラへの物理的・経済的なアクセス
マラウイ政府は、障害者に配慮していないベッドやトイレのために保健施設のアクセシビリティに課題が残っていることや、運動機能障害がある人、視覚障害者、車いすの使用者は、衛生施設へのアクセスに問題があり、健康リスクがあることを認識している。リハビリテーションサービスが不十分な農村部では、状況はさらに悪化している。地方では保健施設・人員が限られていて遠方にしかなく、診察が混雑しがちであることは、優先順位を下げられやすい障害のある女性にとっては特に深刻な問題である⁴²。さらに産科病棟には、身体障害のある女性がアクセス可能なベッドがない。
- ・ 民間や宗教関連機関での医療サービスが有料であること
- ・ 医療従事者とのコミュニケーションや保健情報へのアクセス
障害者、特に聴覚、言語、視覚、知的障害のある人が伝える健康問題を理解できる保健専門の医療従事者が不足している。一般的に、マラウイの医療従事者は、障害に関連した臨床技能と訓練を十分に受けていない。また保健キャンペーンやコミュニケーションのほとんどが視覚と音声によるものであるため、障害者は保健サービスへのアクセスが困難である。そのため、聴覚障害者や視覚障害者はしばしば不適切な薬を処方されたり、十分に情報を受け取ることができない。
- ・ 一部の医療スタッフの障害者に対する否定的な態度
特に障害のある女性のリプロダクティブ・ヘルスのニーズに関する否定的な態度や産前診療や分娩、産後のサービスでの侮辱や虐待が報告されている。
- ・ ドナー支援への依存
白内障や整形外科的機能障害がある人のための能力回復手術の分野では、ドナー支援に依存している。
- ・ 精神障害者への差別
保健医療提供システムにおけるサービスの適用範囲には、精神障害者を差別する傾向がある。
- ・ 障害の原因と予防に対する意識の低さ
障害者の中には障害が伝染する可能性があると考えている人もいる。
- ・ 基本的保健パッケージの内容における課題
保健省は、支払い能力の有無に関わらず、すべての国民に質の高い保健サービスを提供するために基本的な保健サービス（Essential Health Package）を無料にしている⁴³。現行の保健戦略計画（2017～2022）では、このパッケージの中でアルビノのための日焼け止めのような、ある種の障害者に不可欠な医薬品やサービスが提供されていない。
- ・ 薬品の不足
- ・ 国の保健に係る法律とそれに付随する政策がないこと⁴⁴
- ・ アルビノに対する支援不足
流通経路の不備により、日焼け止めは高価で散発的な供給になっている。また日焼け防止と定期的な皮膚検査の必要性についての教育も不足している。アルビニズムに関する知識が不十分であり、多くの保健機関が光防護（photo protection）に関するアドバイスを提供しておらず、また、保健教育プログラムやアルビノの子どもを出産した

⁴² MoGCDWS (2019) *Republic of Malawi National Review on the Beijing + 25: Twenty-fifth Anniversary of the Beijing Declaration and Platform for Action (1995)*

⁴³ <https://www.health.gov.mw/index.php/essential-health-package>（参照 2021-01-11）

⁴⁴ この点に関し、国家障害主流化戦略では「保健政策は、リハビリテーションサービスの提供に関するガイドラインを提供する必要がある。」との脚注をつけている。

家族のための遺伝カウンセリングにもアルビニズムに関するアドバイスは含まれていない。

② 教育

教育科学技術省には特別支援教育局があり、特別な教育的ニーズのある児童・生徒が障害に関係なく教育に容易にアクセスできるような学校環境を確保する責任がある。

政府はまた、マラウイのすべての地区に特別支援教育のための財源を割り当てている。地区によっては、その資金を用いて視覚障害のある子どものためのタイプライター⁴⁵や身体障害者用の車いすなどの購入や奨学金の提供に活用されている。これは、機会均等の提供における政府の役割を認識し、障害者のための包括的な教育制度と生涯学習を保障するという障害法の第10条に沿ったものである。

特別な教育的ニーズのある児童・生徒の登録者数は2009年から2018年にかけて増加傾向にある⁴⁶。2009年と2018年の障害別・教育レベル別の児童・生徒数は下表のとおり。

表2 障害別・教育レベル別の特別な教育的ニーズのある児童・生徒数（人）

	初等教育		中等教育	
	2009年	2018年	2009年	2018年
全盲	355	554	79	846
全ろう（deaf）	2, 276	3, 240	107	— ⁴⁷
難聴（hard of hearing）	18, 999	33, 104	442	1, 424
学習障害	34, 946	82, 354	647	3, 367
弱視	19, 076	39, 262	1, 115	348
身体障害	8, 014	13, 119	390	653
特別な教育的ニーズのある子ども	83, 666	171, 633	2, 780	6, 638
総登録者数	3, 671, 481	5, 187, 634	243, 838	387, 569
障害のある子どもの割合	2. 3%	3. 3%	1. 1%	1. 7%

出所：UNICEF（2020）を基に調査チームが作成

障害のある子どもの教育へのアクセスについては、さまざまなデータがあり、実態は不明である。マラウイ政府の発表しているデータでは、学校に通っていない障害のある子どもの割合は、98%⁴⁸とするデータと約24%⁴⁹とするデータがあり、いずれも詳細な年度や対象学

⁴⁵ 点字タイプライターと考えられる。

⁴⁶ UNICEF（2020）*A Situation Analysis of Children with Disabilities in Malawi*

⁴⁷ 2018年のデータはないが、2017年は188人。

⁴⁸ <https://www.gender.gov.mw/index.php/2013-08-19-17-29-14/social-cash-transfer-programme>（参照 2021-01-11）

⁴⁹ Government of Malawi（2018d）

年齢は不明である。また別の調査⁵⁰では、5-17歳の障害児（1,284人）の80%が学校教育を受けたことがあると報告している。障害のない子どものうち、91%が学校教育を受けたことがあると回答しており、男児（91%）と女児（91%）の間に差は見られなかった。障害のない子ども（91%）の方が、障害のある子ども（80%）よりも高い割合で、学校教育を受けたことがあると報告している。

政府報告では、障害のある子どもたち、特に知的障害のある子どもたちの大多数が教育にアクセスできていないことを示唆している。入学した子どもたちでさえ、主にアクセシビリティの問題と、障害のある子どもに適応したカリキュラムがないことが原因で、学校を早々に退学してしまうことが多い。障害者が直面している課題を認識し、政府は視覚・聴覚障害者のための特別支援学校⁵¹を設立した。しかし現行の政策では、通常学校にリソースセンターを設置することで、障害のある子どもたちが通常学校で学ぶことを奨励している。リソースセンターは初等学校 140 校、中等学校 37 校に併設されている⁵²が、これらは障害のある子どもの需要を満たすのに十分ではない。また高等教育機関には未だリソースセンターは設置されていない⁵³。

国家インクルーシブ教育戦略では、教育システムから、またはシステム内で疎外されている可能性がある子ども達のリストにおいて、まず「障害のある子ども達」を挙げ、その他「アルビノの子ども達」や「親に障害がある子ども達」を挙げている⁵⁴。

マラウイにおけるインクルーシブ教育は、特別支援学校と通常学校のツイントラック方式で実施されている。重度の障害がある児童・生徒は特別支援学校に通い、軽度の障害がある児童・生徒はインクルーシブな環境で学ぶことができる。例えば、聴覚障害のある児童・生徒は特別支援学校に通うが、弱視や身体障害のある児童・生徒は、通常学校の他の児童・生徒と一緒に授業を受けている。

マラウイでは特別支援教育への高い需要が満たされていない。教育科学技術省は専門教員の不足に対応するために、巡回教育プログラム（Itinerant Teaching Programme）を導入している。このプログラムの下では、1人の専門教員が指定され、指定されたゾーン内の異なる通常校で特別支援教育を行う。また特別支援教員の養成を行う大学が1校（モンフォート・カレッジ）あり、2年ごとに約100人の特別支援教員を輩出している。

教育科学技術省によると、初等・中等教育のための既存の教員教育プログラムを分析した結果、教員養成・現職研修双方のプログラムでインクルーシブ教育に関する教員教育をほとんど行っておらず、またインクルーシブ教育よりも特別支援教育に重点を置いていることが明らかになった⁵⁵。

⁵⁰ Loeb M, Eide A H (Eds.) (2004) *Living Conditions among People with Activity Limitations in Malawi*. SINTEF Report no. STF78 A044511. Oslo, SINTEF Health Research.

⁵¹ その一つが、カスング地区のチランガ盲学校である。

⁵² (参考)公立学校数 (2014)：初等学校 5,389 校、中等学校 1,008 校 出所：

<http://csecmalawi.org/resources/Education-Statistics-2014.pdf> (参照 2021-01-11)

⁵³ <https://education-profiles.org/sub-saharan-africa/malawi/~inclusion> (参照 2021-01-11)

⁵⁴ MoEST (2016)

⁵⁵ Ibid (2016)

特別支援教育を必要とする児童・生徒を特定するのは、ほとんどの場合、教員、保護者、地域社会である。特別支援教育の教員は意識啓発活動を行っているが、その頻度が少ないため影響は限られている。例えば、マラウイでは全国で約 1,100 人の特別支援教育教員が 9 万 3,502 人の特別支援教育を必要とする児童・生徒に対応しているが、その数は十分とは言えない。一方で、通常学校の教員やコミュニティの大多数は、特別な教育的ニーズのある児童・生徒の特定・支援についての知識や技術が不足している。

マラウイ政府⁵⁶や国連機関⁵⁷、市民団体⁵⁸の報告書が指摘するマラウイの障害のある児童・生徒が教育にアクセスする際の課題は以下のとおり。

- ・ 就学前や初等レベルでの早期発見と介入のキャパシティ不足
特にコミュニケーション障害や盲ろう、発達障害などの支援ニーズの高い児童・生徒の早期発見と介入のキャパシティが限られている。
- ・ 地方分権化が不十分
特別支援教育の管理が地方分権化されていないため、障害のある児童・生徒の教育を調整するための中央の管理体制の負担が重い。
- ・ インクルーシブ教育に関する教員養成機関や専門教員の不足
このため専門教員が不足しており、特に中等学校で不足している。
- ・ 教員の能力不足
インクルーシブ教育について研修を受けた教員のモチベーションやインセンティブの不足により、教員の能力が不十分である。
- ・ 専門的な教育、学習、評価のための不十分なリソース
- ・ 教育施設・設備の不足または貧弱さ
アクセスが困難で劣悪な学校インフラ、障害のある児童・生徒に配慮した施設・設備の不足、特に障害のある女子生徒のための衛生設備の貧弱さや不足が課題となっている。
- ・ 特別な教育的ニーズのある児童・生徒の学習教材の不足
- ・ 子どもの教育への親や保護者の関与が不十分
- ・ 支援機器の不足
- ・ カリキュラムやシラバスの不適合
カリキュラムやシラバスの変更は障害者の特別な教育的ニーズを考慮していない⁵⁹。
例えば、マラウイの中等教育学校に情報通信技術やコンピュータ学習が導入されたにもかかわらず、障害のある児童・生徒は、これらの学習の恩恵を受けることができないままである。さらに、カリキュラムやシラバスの改革や見直しが行われる速度は、これらの改革のための教材が点字で開発される速度と一致していない。教育科学技術省は、学習教材や教材の調達において、マラウイの学校における児童・生徒の障害の多様性を考慮していない。
- ・ (特に高等教育レベルの) 生徒に対する教員のサポートが不十分
- ・ 特定の学部への受け入れ限定
マラウイの公立高等教育機関は、障害者を特定の学部限定しており、政府報告ではこれを差別的な扱いであると報告している。例えば、チャンセラーカレッジでは、障

⁵⁶ 政府報告及び Government of Malawi (2020) *MALAWI 2020 Voluntary National Review Report for Sustainable Development Goals (SDGs): Main Report*

⁵⁷ UNDP (未刊)

⁵⁸ Disabled Women in Africa と Humanity & Inclusion 及び Under the Same Sun と Association of People with Albinism of Malawi

⁵⁹ 政府報告

害のある学生、特に全盲の学生は、人文学、社会科学、政治学、教育学などの分野に制限されている。

- ・ アルビノの児童・生徒への支援
防護服や日焼け止めローションの不足や、迷信による襲撃・殺害の恐れがあることから学校や通学路での安全確保が課題となっている。
- ・ 学校開発基金⁶⁰という形での使用料や試験料
公的教育は無償であるにもかかわらず経費がかかることは、障害のある女子生徒、特に農村部出身で非常に貧しいことが多い女子生徒の教育へのアクセスに負の影響を与えている。
- ・ 障害のある子どもに対する教員や地域社会の否定的な態度、特に障害のある女兒への教員や同級生からの偏見、いじめ、性的暴力
ある調査によると、マラウイでは学校での暴力や虐待が原因で、視覚障害のある女子生徒の中に高い中途退学率があり、視覚障害のある女子生徒の中で中等学校に進学する生徒は非常に少ない⁶¹。また、障害のある女兒、特に通学していない女兒を対象にした努力はなされていない。しかしながら、保健省リプロダクティブ・ヘルス局はこの問題を認識しており、障害のある女兒のための特別な戦略を検討中である⁶²。

市民団体からのパラレルレポート⁶³では、国家インクルーシブ教育戦略を発表したマラウイ政府を評価している。また別のパラレルレポートでは、特別支援教育教員がアルビノの生徒を支援している学校では、生徒が高いレベルの自信を持ち、授業の成績が向上していることが報告された⁶⁴。一方で、熟練した教員やアクセス可能な形式の学習教材が利用できないことに加え、不親切でアクセスしにくい環境や衛生環境があるため、多くの障害のある子どもたちが通常学校で教育を継続できないと指摘している⁶⁵。

③ ジェンダーと障害

マラウイには家庭内暴力防止法があり、性別や障害の有無にかかわらず、家庭内暴力の発生から家庭内にあるすべての人を保護している。一方で、さまざまな法律や政策には広い意味での女性を扱う一般的な規定があるが、障害のある女性に特化した積極的は正措置は存在しない。さらに 2012 年制定の障害法は、障害のある女性に合理的な保護を提供できていない。市民団体からのパラレルレポート⁶⁶でも指摘されているとおり、障害法は、障害のある女性については何も言及しておらず、ジェンダーに基づく暴力、司法へのアクセス、経済的エンパワメントなど、障害のある女性や女兒の具体的なニーズや懸念に対応していない。マラウイでは、さまざまな分野で一連の法律、政策、行動計画⁶⁷が制定され、地方レベルで

⁶⁰ ほとんどの学校で徴収されており、維持管理費や資機材の購入等に使われている。出所：

<https://www.mbc.mw/component/k2/item/3130-school-development-fund-hailed-for-improving-primary-school-education>（参照 2021-01-11）

⁶¹ UN (2020a)

⁶² MoGCDSW (2019)

⁶³ Disabled Women in Africa と Humanity & Inclusion

⁶⁴ UN (2020b) *CRPD Shadow Report submitted by Under the Same Sun and Association of People with Albinism of Malawi*

⁶⁵ Disabled Women in Africa と Humanity & Inclusion

⁶⁶ 同上

⁶⁷ 家庭内暴力防止法（2006）、故人の遺産（遺言・相続・保護）法（2011）、ジェンダー平等法（2013）、ジェンダーに基づく暴力と闘うための国家行動計画（2014-2020）、身体的・性的暴力に対するサービス提供のためのマラウイ国家ガイドライン（2014）、障害主流化戦略など。

も同様の法律や計画が採択されている。しかし、ジェンダー関連の政策であっても、障害のある女性や女児の排除や差別にどのように対処するかについては、ほとんどの部分で不明確である⁶⁸。

障害のある女性や女児の搾取、暴力、虐待の多くの事例が報告されていない。マラウイの NGO である「アフリカの障害女性（Disabled Women in Africa）」によって実施された調査⁶⁹（2014）では、障害のある女性の 64.7%、障害のある女児の 56%が搾取、暴力、虐待を経験しているが、実際に報告したのは女性の 17.6%、女児の 22%に過ぎなかった。また女性と女児の約半数以上が、どこに通報すればいいかわからないという理由で、虐待を通報していなかったことが明らかになった。最も多い加害者はヘルスワーカーで、女性の 24%、女児の 39%がヘルスワーカーからの搾取、暴力、虐待を報告している。同団体によると、ジェンダーに基づく暴力と障害のある女性に関する全国的な研究はない。したがって、政府に情報を提供し、障害のある女性の特定のニーズに確実に対応するためのデータはない⁷⁰。また MoGCDSW の報告書⁷¹においても、障害のある女性やアルビノの女性を含む疎外された女性や少女は特に暴力の被害を受けやすいことが指摘されている。さらに、政府報告では女性が障害のある子どもを産んだ場合、夫が家族を捨ててしまうという事例についても紹介している。

マラウイの社会的ケアシステムは、資格のあるソーシャルワーカーや医療従事者の不足、特に暴力や虐待を経験した障害者のためのケアを提供するためのシェルターや施設の不足など、改善の必要がある⁷²。

市民団体からのパラレルレポート⁷³では、政府報告の中で妊産婦と乳児の死亡率を減らし、リプロダクティブ・ヘルスの水準向上に大きな前進があったと報告されているが、障害のある女性と女児はその恩恵を得ていないと指摘している。医療サービスにおけるコミュニケーションの障壁、合理的な配慮の欠如、距離、否定的な態度は、産前産後のケアを必要とする障害のある女性が直面している主要な問題の一部であり、他のリプロダクティブ・ヘルスサービスや権利へのアクセスにおいても同様の課題に直面している。

DPO⁷⁴は障害のある女性や女児をジェンダーに基づく暴力と虐待から守るために、リプロダクティブ・ヘルス教育やサービスへのアクセスを向上させる必要があると指摘している⁷⁵。

④ 訓練・雇用、就労支援

雇用法は障害者に対するあらゆる形態の差別を禁止している。これらの差別には、直接及び間接的な差別、差別の誘引（incitement to discrimination）、ハラスメント及び障害者への合

⁶⁸ UN (2020a)

⁶⁹ Disabled Women in Africa (2014) *Exploitation, Violence and Abuse among women and girls with Disabilities*
<https://www.womenenabled.org/pdfs/mapping/DIWA%20Exploitation%20Violence%20and%20Abuse%20among%20women%20and%20girls%20with%20Disabilities.pdf>（参照 2021-01-11）

⁷⁰ UN (2020a)

⁷¹ MoGCDSW (2019)

⁷² 政府報告

⁷³ Disabled Women in Africa と Humanity & Inclusion

⁷⁴ MACOHA, Malawi Union for the Blind, Sight Savers, FEDOMA

⁷⁵ Government of Malawi (2020)

理的配慮の不提供が含まれる。同法のもと、雇用関係、雇用へのアクセスの条件、労働条件及び解雇に関する規制は民間及び公共部門の両方で適用され、すべてのレベルの被雇用者及び自営業者、及びそのすべての活動を対象としている。労働省は、雇用法に規定されているように、障害者の開かれた雇用機会への平等なアクセスを推進している。起業・職業教育訓練法（Technical Entrepreneurial Vocational Education and Training Act）では、障害者のための技能開発を規定している。

障害者を含む信頼できる労働統計がないため、障害者のために創出された雇用の全体的な数、レベル、種類を特定することは困難である⁷⁶。MoGCDSWによると、労働可能な障害者の58%が失業中である⁷⁷。

MACOHA や政府の技術・起業・職業教育訓練機関のプログラムを通じて障害者が習得した最も一般的な職業技能は、洋裁、鉄・ブリキ加工、機織り、農業、大工仕事、家事（home economics）である。障害のある男性が農業や洋裁の訓練を受けているのに比べ、障害のある女性の大半は家事と機織りの訓練を受けている。2012年以降、MACOHA はさまざまな種類の機能障害がある529人にさまざまな技能訓練を行った。職業技能を身につけた後、障害者には、それぞれのコミュニティで小規模なビジネスや収入を生み出す活動を始めるための資金が提供されている。

政府はまた MACOHA を通じて、障害者雇用のための潜在雇用者の意識向上とロビー活動を行うことで、有意義な仕事（meaningful jobs）での障害者の雇用を促進する職業紹介課を運営している⁷⁸。2012年から2014年の間に、1,561人の障害者が就労支援を受けた。

一方で、政府報告において、マラウイ政府は障害者の雇用レベルが非常に低いことを認識している。また市民団体からのパラレルレポート⁷⁹によると、障害者に対する差別を禁止する法律や政策があるが、現実には就職活動や起業の際に、特に障害のある女性は障害を理由とした差別に直面し続けている。政府はマラウイで最大の雇用主であるが、MoGCDSW の障害・高齢者局では障害者は3人（うち女性は1人）しか雇用されていない。障害者の雇用状況は、知的障害や精神障害（psychosocial disabilities）がある女性及び障害のある先住民族の女性（indigenous women with disabilities）に関して特に懸念が残る⁸⁰。これらの女性を含む障害のある女性のための雇用促進措置については、ほとんど情報がない。

マラウイ政府⁸¹や国連開発計画⁸²（United Nations Development Programme。以下、「UNDP」）は、訓練・雇用、就労支援に関して障害者が直面する課題として、以下を挙げている。

- ・ 官民の両セクターにおいて、基礎・技術・専門職・起業家レベルでの職業技能の訓練機会が不十分であること

⁷⁶ Government of Malawi (2018b)

⁷⁷ <https://www.gender.gov.mw/index.php/2013-08-19-17-29-14/social-cash-transfer-programme>（参照 2021-01-11）

⁷⁸ 職業紹介課が MACOHA 下の機関であるか、確認ができない。MACOHA はウェブサイトがなく、Facebook で情報を発信している。

⁷⁹ Disabled Women in Africa と Humanity & Inclusion

⁸⁰ UN (2020a)

⁸¹ 政府報告及び Government of Malawi (2018b)

⁸² UNDP (未刊)

- ・ 障害者に提供される職業訓練の質の低さ
- ・ 障害者の技能不足
- ・ 障害者差別
- ・ 障害者差別に起因する障害者の自尊心の低さとそれによる経済・開発コミュニティ活動への障害者の参加率の低さ
- ・ 職場環境の適応（adaptation of work environment）に関するガイドラインがないこと
- ・ 健康と安全の問題に対処するための配慮が不十分であること
- ・ 職場の物理的インフラへのアクセスが困難であること
- ・ 小規模金融や職業紹介プログラムへのアクセス機会が限られていること

DPO は、障害者の雇用を促進するための特別な取り組みがなされていないと指摘し、障害者が自営を通じて生計を立てられるようにするために、起業やその他の専門技能の活用を支援する必要があると指摘している⁸³。

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス

障害者の適切な生活の質と社会的保護は、憲法の下に保障されている。マラウイには社会保障制度を扱う法律はないが、年金法がある。障害者は、これらの制度において他の受益者との関係で平等に扱われている。ただしこの年金は労働者と雇用者の積立に基づくもので、政府予算による給付はない⁸⁴。

マラウイは、不測の事態や普遍的な社会的権利を満たすための社会支援プログラム（MNSSPI）を 2012 年～2016 年にかけて実施してきた。このプログラムには、公共事業プログラム、肥料投入補助金プログラム、社会的現金給付（Social Cash Transfer。以下、「SCT」）プログラム、学校給食プログラム、村の貯蓄と貸付プログラム、小規模金融プログラムなどがある⁸⁵。政府報告によると、障害者は社会の中で最貧困層としてプログラムの対象になっている。しかし、障害者に対する非障害者の否定的な態度や偏見が、プログラムの受益者を決定者に影響を与えており、障害者の排除に繋がっている。障害に関する啓発活動が実施された場所では、障害者が社会保護プログラムの受益者として含まれるようになり、顕著な改善が見られると報告されている。

一方で、MNSSPI は SCT 対象外の障害者の社会保護ニーズを明確には考慮に入れておらず、かつ SCT は労働能力のない世帯のごく一部を対象としたために多くの貧困状態にある障害者は SCT の比較的限定的な対象基準から除外され⁸⁶、結果として障害者の大多数はこれらの世帯に含まれなかった⁸⁷。また障害者は公共事業プログラムの直接的な対象にもなら

⁸³ Government of Malawi (2020)

⁸⁴ <https://www.ssa.gov/policy/docs/progdesc/ssptw/2018-2019/africa/malawi.html>（参照 2021-01-11）

⁸⁵ International Labour Organisation (2016) *Social Protection in Malawi: Assessment Based National Dialogue Brief* https://www.ilo.org/africa/information-resources/publications/WCMS_493330/lang--en/index.htm（参照 2021-01-11）政府報告では「小規模金融プログラム」が記載されていない代わりに、「脆弱な世帯のための鉄板とセメント補助金プログラム」が記載されている。

⁸⁶ Ministry of Finance Economic Planning and Development (2016) *Review of Malawi National Social Support Programme: A Stakeholder driven review of the design and implementation of the Malawi National Social Support Programme (2012 -2016)*. MoFEPD, Poverty Reduction and Social Protection Division, GIZ, UNICEF, ILO. 及び ILO（2016）

⁸⁷ ILO (2016)

なかった⁸⁸。

国家社会福祉政策（2018）によると、障害者の5%が社会福祉支援を受けている⁸⁹。また国家障害主流化戦略（2018）においても、社会保護プログラムは全国的に展開されておらず、また障害者が直面する課題に十分に対処できていないことを指摘している。例えば、支援機器の調達・維持費や通訳サービスへの支払いは、既存のプログラムでは考慮されていない。さらに SCT プログラム及びその他の社会的保護手段は、障害児・者のいる貧困世帯が、障害者のいない貧困世帯に比べて脆弱性が高いことを考慮していない。DPO⁹⁰は政府の社会支援プログラムは障害者を十分に支援していないことを指摘し、障害者が社会支援サービスにアクセスできるように十分な注意を払うよう提言している⁹¹。

MNSSPI の反省を踏まえて 2018 年から開始された MNSSPII⁹²では、戦略の一つとして「受益者選定プロセスに関する意識と理解の向上と透明性の強化」を掲げ、受益者選定プロセスに関するコミュニティの理解向上を図っている。また、最も支援が必要な人を特定し、女性や障害者を含むすべての脆弱な人々の参加を確保するために、コミュニティの意識を高めることによって、選考の透明性を高めることも明記している。さらに指針の一つに「社会的排除と疎外への取り組み」を挙げ、女性や子ども、障害者や HIV 感染者/エイズ患者などの、脆弱なグループや災害リスクに最もさらされている人々を差別や搾取から守ることで、社会経済的また自然の脆弱性に対処することを目指している。

MNSSPII では新しく統一受益者台帳（Unified Beneficiary Registry）が導入された。これは各世帯のニーズや状況に基づき透明性の高い評価によって社会保護プログラムに参加する世帯を台帳に登録するもので、評価の際に使用される質問票には障害の状況に関する項目も含まれている⁹³。

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

・バリアフリー

障害法の第8条は、障害者が物理的環境、交通、情報及び通信技術やシステム、その他の施設やサービスへのアクセスを確保するために、政府が適切な措置を講じることを法令の要件としている。障害法はさらに障害を理由に、いかなる人も施設へのアクセスや入場、サービスやアメニティの提供を拒否されてはならないことや、これらの規定の不遵守に対する罰則を規定している。裁判所は、記載されている罰則に加えて、合理的配慮の提供を個人または団体に命令することができる。

政府は、既存の建物の改修について公有地の所有者を奨励してきた。政府報告作成時点

⁸⁸ MoFEPD (2016)

⁸⁹ Government of Malawi (2018d)

⁹⁰ MACOHA, Malawi Union for the Blind, Sight Savers, FEDOMA

⁹¹ Government of Malawi (2020)

⁹² Government of Malawi (2018a)

⁹³ Lindert, Kathy A.; Andrews, Colin; Msowoya, Chipso; Paul, Boban Varghese; Chirwa, Elijah; Mittal, Anita. (2018) *Rapid Social Registry Assessment : Malawi's Unified Beneficiary Registry (UBR) (English)*. Social Protection Discussion Paper series; no. SP 1803 Washington, D.C. : World Bank Group.
<http://documents.worldbank.org/curated/en/363391542398737774/Rapid-Social-Registry-Assessment-Malawis-Unified-Beneficiary-Registry-UBR>（参照 2021-01-11）

(2016) より前の数年間に、207 の公共・民間の建物が、障害者のためのアクセスポイント⁹⁴を提供するように改修されている。新しく建設された建物にも、トイレやスロープなどの障害者に配慮したインフラを提供する傾向がある。MACOHA プログラムを通じて、2012-2013 年度には 67 校の学校(手洗い場と衛生設備を含む)がアクセス可能になった。しかし、他の建物へのアクセシビリティに関するデータはない。

マラウイ政府は、障害者にとって適切でアクセスしやすい建築基準及びガイドラインを開発中である。さらに、政府報告の中で、政府は地方開発基金の国家建築基準書のガイドラインの実施を強制するとともに、CRPD 及び障害者に関する国の政策や法律と整合するように建築基準を見直す必要や、技術的なガイドラインを規定する法律を公布する必要があると述べている。副大統領府は、すべての公的インフラをアクセス可能にしなければならないという通達(directive)を出すことによって、すべての省庁及び政府機関のアクセシビリティに関する規定遵守の監督を担っている。

教育科学技術省は、すべての教育施設を障害のある児童・生徒がアクセスできるようにすべきとの通達(directive)を出している。教育インフラ管理ユニットは、障害者に配慮した構造物の建設方法に関するガイドラインを持っている。このため、世界銀行が資金提供して新しく建設された 20 の中等教育学校は、障害者に配慮した施設となっている。

一方、マラウイ障害者団体連盟(Federation of Disability in Malawi。以下、「FEDOMA」)が行った“障害者アクセス監査”では、マラウイ国内の多くの建物が障害者に配慮しておらず、特に公立・私立の学校で教室やその他の施設へのアクセスが困難であることが明らかになった⁹⁵。

交通機関はアクセス可能ではない、または何らかの支障があると報告したマラウイの障害者は 25%に上る⁹⁶。政府報告によると、マラウイの公共交通システムは、障害者がアクセスできない状態が続いており、舗装、ガードレール、信号機などの特別な構造物が設計されていない。またほとんどの車には障害者に配慮した設備がないため、車いすを使用する人はその運搬費を支払わざるを得ない⁹⁷。マラウイ政府は持続可能な開発目標に関する報告書⁹⁸の中で、障害者にとって使いやすい公共交通機関がなく、これは特に障害のある若者、とりわけ車いすの利用者が医療施設への訪問や求職の際に遠くへ移動する際の障壁となっていると指摘している。同報告書の中で、障害者がサービスや機会にアクセスしやすくするために、政府が障害者を考慮した施設や交通サービスに注意を払うことが決定的に重要だと DPO⁹⁹は指摘している。

政府報告において、マラウイ政府は、信号表示器や道路標識など、障害者のニーズに対応

⁹⁴ 政府報告には「障害者のためのアクセスポイント」に関する説明はないが、スロープ設置のことと考えられる。

⁹⁵ <https://www.mbc.mw/index.php/television/programmes-outlined/item/3325-we-want-disability-friendly-infrastructures-in-schools-fedoma> (参照 2021-01-11)

⁹⁶ UNDESA (2018)

⁹⁷ Government of Malawi (2018b)

⁹⁸ Government of Malawi (2020)

⁹⁹ MACOHA, Malawi Union for the Blind, Sight Savers, FEDOMA

するために、政府が取り組むべきことはまだたくさんあり、政府予算は限られているため現段階では課題であるが、将来的にこの問題に取り組むことを約束している。

・防災

副大統領府が管轄する災害管理局は、自然災害や人災の際に国民を保護し、安全を確保する責任を負っている。地方レベルでは、市民保護委員会が防災事業の調整・実施を担っている。同委員会には障害者が委員として参加しており、障害の問題が効果的に考慮されている。災害時には、赤十字等のパートナーからの支援を受けて、政府は災害対応事業の調整と実施において主導的な役割を果たしている。しかし、防災や救助活動における専門的な施設や設備の不足は、障害者の問題を完全に主流化するための大きな課題の一つとなっている。

政府報告によると、2015年1月初旬に発生した大雨と洪水の際は、障害者が国の災害対応から排除されないようにするために、早期復興・保護クラスター¹⁰⁰はツイントラック・アプローチを用いた。最初のトラックは、障害者が平等に利益を得られるように、すべての国の対応において障害を主流化することであった。これにより、障害者の基本的なニーズに体系的に対応し、食糧安全保障、水・衛生、緊急避難所やキャンプ管理、早期復旧・保護、保健・栄養の救援活動にそのニーズが完全に反映されることを確認した。2つ目のトラックは障害者に特化したもので、障害者とその家族を力づけ、特定のニーズを満たす特定のサービスが提供された。障害者とその家族の間で、利用可能な支援やサービスについての意識が高まり、救援活動に参加するようになった。障害者とその家族には、特定のニーズを満たすための補助器具、移動補助具、聴力補助具、視覚補助具が提供された。さらに、個人支援やメンタルヘルスなどのサービスも提供された。

一方で、防災関連の政策や戦略の中では、障害者への言及は全く、あるいはほとんどない。「国家防災政策¹⁰¹」(2015)では、同政策と関連のある政策として障害法の記載があるものの、同政策の中で障害者に対する言及は全くない。「国家強靱化(resilience)戦略 2018-2030¹⁰²」においては、同戦略の指針の一つに「公平性と包摂」を掲げ、「(同戦略)の実施は、地域、性別、年齢、宗教、政治的その他の意見、民族や出自、障害やその他の地位に関係なく、すべての人々が、生活や生活に影響を与える経済的・環境的ショックに対して強靱性の確保を保障するものでなければならない。」と明記しているが、その箇所以外に障害に関する言及はない。マラウイ政府は災害緊急計画や前期成長開発戦略(2011～2016)の災害関連の箇所では、障害者に特有のニーズに焦点を当てた手段は非常に不十分であると認めている¹⁰³。

¹⁰⁰ クラスターとは人道支援の各種主要セクターで活動する人道支援団体のグループで、国連機関、政府機関、市民団体、ドナー団体やその他の人道支援関係者で構成されると、政府報告で説明されている。2015年の災害時には、「農業」や「栄養」など「保護」クラスターを含む10のクラスターが結成された。出所：
<https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/Malawi-2015-Floods-Post-Disaster-Needs-Assessment-Report.pdf> (参照 2021-01-21)

¹⁰¹ Government of Malawi (2015) *National Disaster Risk Management Policy*

¹⁰² Government of Malawi (2018c) *National Resilience Strategy 2018-2030*

¹⁰³ Government of Malawi (2018b)

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績

日本政府 ¹⁰⁴	【無償資金協力】 ・ ブランタイヤ市道路網整備計画（2007） ・ ブランタイヤ市道路網整備計画（第二次）（2010） ・ 中等学校改善計画（2010） ・ 第二次中等学校改善計画（2011） ・ ドマシ教員養成大学拡張計画（2017） 【ボランティア事業】 ・ 青年海外協力隊（理学療法士・作業療法士等）
他ドナー	【UNPRPD¹⁰⁵】 ・ Advancing disability rights together in Malawi（2018～2021） 【World Bank】 ・ Promoting Inclusion of Children with Disability Into Basic Education for All Program ¹⁰⁶（2011～2016） 【オーストラリア】 ・ 165 台の車いすの寄付 ¹⁰⁷（2015） 【米国】 ・ 障害のある若者への HIV/エイズ教育を提供する DPO への支援¹⁰⁸ 【英国】 ・ 就学前教育における視覚・聴覚障害と初等教育におけるインクルーシブ教育の主流化支援¹⁰⁹（2019～2020） ・ 教育セクター実施計画（2009～2013）（障害者に配慮した初等学校建設を含む）の支援¹¹⁰ ・ Making Wonders Program（初等から高等までの視覚障害者の学習支援）¹¹¹

¹⁰⁴ 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発パンフレットを基に記載。

¹⁰⁵ 障害者の権利促進のための 6 つの国連機関（The United Nations Partnership on the Rights of Persons with Disabilities）。ILO（International Labour Organization）、UNICEF、WHO（World Health Organization）、UNDP、UNOHCHR（Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights）、UNDESA（The United Nations Department of Economic and Social Affairs）より構成される。本事業は UNICEF、UN Women、UNFPA（The United Nations Population Fund）、UNDP により実施されている。

¹⁰⁶ 日本社会開発基金（Japan Social Development Fund: JSDF）の資金により実施

¹⁰⁷ World Vision を通じて提供。出所： <https://www.wvi.org/malawi/our-work>（参照 2021-01-11）

¹⁰⁸ Education Development Trust and UNICEF (2016) *Eastern and southern Africa Regional Study on the Fulfillment of the Right to Education of Children with Disabilities*
<https://www.unicef.org/esa/reports/regional-study-fulfilment-right-education-children-disabilities>（参照 2021-01-11）

¹⁰⁹ Disability Rights Fund を通じて盲ろう者会員協会（Visual Hearing Impairment Membership Association: VIHEMA Deafblind Malawi）が実施するパイロット事業。

<https://www.nyasatimes.com/deafblindness-in-malawi-worry-vihema-intervenes-in-machinga/>（参照 2021-01-11）

¹¹⁰ Education Development Trust and UNICEF (2016)

¹¹¹ <https://www.strath.ac.uk/malawi/projects/makingwonders/>（参照 2021-01-11）

	【ノルウェー】 • The Documentation and Research project in CBR programmes¹¹² (2010～) • The Promoting Safe Schools and Inclusive Education project/ the 18+ Ending Child Marriage project¹¹³ (2016～2019) • Unlocking the Talent: Learning through Technology のパイロット事業の支援¹¹⁴ 【ドイツ】 • Basic Education Program¹¹⁵ (2018～2022) 【SightSavers¹¹⁶】 • 就学前教育施設の特別養護教員の研修支援¹¹⁷ • Tropical data 事業 (トラコーマ撲滅のためのスマートフォン技術を用いた情報収集事業) • 白内障手術の支援 【WaterAid】 • 障害者のためのアクセス可能な給水・衛生施設に関する啓発活動¹¹⁸ • 民間セクターや専門機関への包摂に関する助言¹¹⁹
--	---

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況

マラウイにおける CBR プログラムは、1988 年にブランタイヤ地区のパイロットプロジェクトとして導入され、国の半分に拡大されているが、障害やニーズの多様性に目立った対応をしていない。一般的に、支援のほとんどは、移動困難などの身体障害者、視覚障害者、一部の聴覚障害者を対象に行われている。その結果、知的障害者や発達障害者への配慮が不十分である¹²⁰。

政府報告によると MACOHA が行う CBR プログラムはニーズに応じて障害者を病院や他のサービス提供者に照会している。CBR プログラムの評価では、保健施設や専門機関への照会の増加、てんかん治療へのアクセス、感染症治療後の視力と聴力の回復など、障害者による保健サービスへのアクセスが増加していると報告されている。

¹¹² The Norwegian Association of Disabled (NAD)を通じて支援。

<https://afri-can.org/norwegian-association-of-disabled-nad-documentation-and-research-in-cbr-project/> (参照 2021-01-11)

¹¹³ ともに Plan International を通じて支援。この2事業を通じて、教育を受ける障害児の数を対象地域において631人から981人 (男児554人、女児427人) に増加させた。出所: Kasapila W., Sapuwa. H, Bisai C and Kalunga D (2018) *Midterm Evaluation of Plan Malawi's Projects on Safe Schools and Ending Child Marriages under the NORAD Framework Agreement 2016-2019*

¹¹⁴ 同事業は読み書きを教えるアプリケーション (Onebillion) の使用を促進しており、学習障害のある生徒に正の効果が現れている。学習効果が高いだけでなく、中退も減少しており、障害者や学習が困難な生徒が特に同事業の恩恵を受けているという。<https://www.norad.no/en/front/countries/africa/malawi/> (参照 2021-01-11)

¹¹⁵ 教育科学技術省による、学習障害のある子どもを特定・支援するためのインクルーシブ教育の教員研修コースの開発・実施を支援している。<https://www.giz.de/en/worldwide/20110.html> (参照 2021-01-11)

¹¹⁶ <https://www.sightsavers.org/where-we-work/malawi/> (参照 2021-01-11)

¹¹⁷ <https://www.sightsavers.org/news/2020/01/sightsavers-wins-zero-project-award/> (参照 2021-01-11)

¹¹⁸ <https://www.manaonline.gov.mw/index.php/component/k2/item/2328-water-aid-advocates-for-disability-friendly-facilities> (参照 2021-01-11)

¹¹⁹ <https://www.wateraid.org/mw/education> (参照 2021-01-11)

¹²⁰ Ngomwa PMG (2018) "Discourse on intellectual disability and improved access to assistive technologies in Malawi" *Front Public Health* 2018;6:377 <https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC6362675> (参照 2021-01-11)

障害のある子どもの教育へのアクセスの障壁を取り除くために、MACOHA の CBR プログラムは、障害のある子どもたちの教育についてコミュニティの意識向上に取り組んできた。結果として、全国で障害のある子どもの就学数が増加¹²¹している。またこのプログラムは、インクルーシブ教育における通常学級教員の研修を行っている。政府報告作成時点までに 734 人の正規教員が研修を受けた。CBR プログラムはまた、低所得世帯等の障害のある児童・生徒や児童・生徒への支援機器や奨学金の提供を促進してきた。政府報告書作成時点で、438 人の児童・生徒に奨学金が支給され、227 人の児童・生徒がさまざまな支援機器を利用している。このプログラムはまた、教室、トイレ、手洗い場などの学校のインフラへのアクセスも促進している。2012 年から 2014 年の間に、153 の学校の施設・設備がアクセス可能になった。

マラウイで2カ所の義肢装具センターを運営する英国の慈善団体「500miles」（3-2参照）の代表は、2018年に開催された「第6回CBRアフリカ会議」においてマラウイのCBRプログラムの効果に関する調査結果を発表した¹²²。この調査では、障害者の約50%が機能の改善を報告し、そのうちの20%が完全回復または著しい改善を報告したことが明らかになった。同調査の回答者は、CBRプログラムに参加するうえでの主な障害として、移動、介助者のサポート、コミュニケーションの不足などの課題を挙げた。

マラウイの CBR あるいは地域に根ざしたインクルーシブ開発（Community-based Inclusive Development。以下、「CBID」）における課題¹²³として、多様性への対応力の欠如、異なる関係者が異なる CBID モデルを使用していたこと、CBID モデルの多くが政府の開発事業の計画・実施体制に沿ったものではないこと、慈善団体に依存しており持続性に限界があること、対象範囲が限られていること、ドナーからの資金提供に依存していることなどがあつた。そこで MACOHA は関係機関と協力して、地方自治体（district council）を対象としたモニタリングと評価の枠組みやデータ収集と管理の仕組みを持ち、地域の状況に対応した新しい CBID モデルを開発した¹²⁴。この新モデルの特長として、新モデルの実施に当たり、国、地方、コミュニティレベルでのすべての関係者の能力構築を目指し、CBID 研修パッケージを開発し、全国的に研修講師の育成を行った。

2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

マラウイは2017年7月14日にマラケシュ条約に加盟した。マラウイの関連団体は、同条約の実務的なレベルでの実施を目指すアクセシブル書籍連合体（Accessible Books Consortium）に参加しており、「マラウイ大学チャンセラーカレッジ」が公認機関（Authorized Entity）と

¹²¹ 政府報告によると、1,154 人（2012）から 5,533 人（2014）に増加した。

¹²² AfriCAN (2018) *Summary Report of the 6th CBR Africa Conference*

¹²³ AfriCAN (2018) 及び Ngomwa PMG (2018)

¹²⁴ 同上。世界保健機関の CBR マトリクスを採用している。

して登録されている¹²⁵。

マラウイの著作権法は2016年に改定された。図書館電子情報財団（Electronic Information for Libraries：EIFL）の行った同法のレビューによると、アクセス可能な形式のコピーを作成する場合は、事前に同形式の商品が市販されていないかどうかの確認を法的に義務付けている。しかし市販品の有無を、確実性をもって判断することは難しく、また海外の作品に対して確認を行うツールは存在しない¹²⁶。そこで同財団、アフリカ図書館協会連盟、国際図書館連盟は共同でマラウイにおいてアクセス可能な形式のコピーを作成する場合の、この確認義務の撤廃を要請する声明¹²⁷を2017年に発表した。同声明の中で、この確認義務を著作権法に含めることは、印刷障害（print disability）のある人のための世界規模の「本の飢餓（book famine）」を終わらせることを目的とする、マラケシュ条約の目的を損なうものだと主張している。

政府報告によると、マラウイでは、視覚障害者がアクセスできる公的文書はほとんどない。大型活字か点字による文書情報は限られており、視覚障害者に点字や音声で公文書を十分に提供するには、まだ長い道のりがある。さらに、重度の知的障害¹²⁸がある人々が理解できる方法で情報にアクセスすることができない状況である。このように、マラウイでは情報へのアクセスが依然として課題となっている。

マラウイはまだ独自の手話を開発しておらず、開発計画が進行中であるが、実際には手話はほとんどの人に使われていない。国営テレビは、情報にアクセスする権利を促進するために、手話通訳付きのニュースや番組の一部を放送しているものの、マラウイでは手話通訳は正式に認識されていない。

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

保健省¹²⁹によれば、マラウイでは2021年1月9日時点で新型コロナウイルス感染者は7,611人であり、203人が死亡している。マラウイ大統領は2020年3月20日に緊急事態宣言を発出し、マラウイ政府は以下のような対応を行った¹³⁰。また政府は4月14日から3週間のロックダウンを行おうとしたが、最高裁判所がこれを禁じ、学校は閉鎖されたがロックダウンは実施されなかった¹³¹。

- ・ 国境及び入国地点への保健師の再配置
- ・ 旅行の一時停止
- ・ すべての学校・大学の閉鎖

¹²⁵ <https://www.accessiblebooksconsortium.org/globalbooks/en/>（参照 2020-12-08）

¹²⁶ <https://www.eifl.net/eifl-in-action/copyright-reform-malawi>（参照 2020-12-08）

¹²⁷ https://www.eifl.net/system/files/resources/201708/malawi_marrakesh_statement.pdf（参照 2020-12-08）

¹²⁸ 原文では Those with severe learning difficulties となるが、文脈から知的障害と訳すことが適当と判断した。

¹²⁹ <https://covid19.health.gov.mw/?fbclid=IwAR3o91QivQRRhV14Ra2devTU3moeeJAJFqfCtnFr3kqQP4C4BTv1-xSZweo>（参照 2021-01-09）

¹³⁰ Kuguru, Toni Lee. (2020) *Project Information Document - Malawi COVID-19 Emergency Response and Health Systems Preparedness Project - P173806 (English)*. Washington, D.C. : World Bank Group.

¹³¹ Josephson, Anna; Kilic, Talip; Michler, Jeffrey D. (2020) *Socioeconomic Impacts of COVID-19 in Four African Countries*. Policy Research Working Paper; No. 9466. World Bank, Washington, DC..
<https://openknowledge.worldbank.org/handle/10986/34733>（参照 2021-01-11）

- ・ 公共の場での集会を 100 人以下への制限
- ・ コロナ禍の被害が大きい国からの外国人の渡航禁止
- ・ 2020 年 4 月 1 日より、すべての国境を越えた旅客サービスの停止
- ・ すべての会議、ミーティング、集会の停止
- ・ 保健師 2,000 人の雇用
- ・ 保健師等のリスク手当の増額

コロナ禍対応のための大統領作業部会（Presidential Taskforce on COVID-19）にDPOの代表が含まれておらず、FEDOMAが共同議長に確認したところでは同部会ではMoGCDSW経由で障害者の問題は対応されるとの回答を得た。しかしFEDOMAはこれに同意せず、DPOの直接参加について作業部会の議長と協議の継続について合意した¹³²。

① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

情報省は国連児童基金（United Nations Children’s Fund。以下、「UNICEF」）の支援を得てコミュニティにおける啓発劇、ラジオ局、車両による宣伝、移動映画館、看板、衛生キャンペーン、メガホンによる広報、ソーシャルメディアを活用して、18県で障害のある人々を含む200万人以上の人々に新型コロナウイルスの予防のメッセージを発信した¹³³。UNICEFの報告によると、2020年7月16日から12月2日までの間に、障害者755人が、新型コロナウイルス関連のメッセージを受け取った¹³⁴。UNICEFはまた保健省と教育科学技術省を支援し、17の学習センターの1,000人の障害のある子どもたちに点字教材を配布した¹³⁵。UNDPも視覚障害者のために新型コロナウイルスに関する点字のブックレット4,050冊をMoGCDSWに寄贈している¹³⁶。

マラウイのDPO、障害者支援団体もコロナ禍対応としてさまざまな支援を行った。2020年8月20日付のNyasa Timesによると、MACOHA、マラウイ視覚障害者連合（Malawi Union of the Blind）とマラウイ全国聴覚障害者協会（Malawi National Association of the Deaf: MANAD）の3団体は国際的な障害者支援団体であるChristian Blind Mission（CBM）から4,900万クワチャ（約681万円）を受け取り、食糧やフェイスマスク、手指消毒剤や新型コロナウイルスの予防と拡散に関する点字や拡大印刷の資料や手話によるDVDの配布を開始した。同プロジェクトは5か月間、8県で実施される¹³⁷。またマラウイ盲ろう者会員協会（VIHEMA Deafblind Malawi）もオランダの団体の支援を受けて、盲ろう者に対してマスクや手袋等の配布を行った¹³⁸。

WaterAidは新型コロナウイルスと推奨する衛生習慣に関して、保健省とともにポスター、チラシ、ソーシャルネットワークサービス、ラジオ放送を活用した全国的な啓発活動や、医

¹³² FEDOMA (2020) “COVID19 Malawi Disability Status August 2020”

<https://covid19.safod.net/wp-content/uploads/2020/12/COVID19-Malawi-Disability-Status-Report.pdf>（参照 2021-01-11）

¹³³ UN Malawi (2020) *COVID-19 Update Situation Update* No. 20 at 31 July 2020

¹³⁴ UNICEF Malawi (2020) *Covid19 Situation Report* at 7/22,29, 8/13, 9/2,8,23, 10/9

¹³⁵ UNICEF Malawi (2020) *Covid19 Situation Report* at 12/4

¹³⁶ <https://www.manaonline.gov.mw/index.php/component/k2/item/14633-undp-donates4050-covid-19-braille-booklets>（参照 2021-01-11）

¹³⁷ <https://allafrica.com/stories/202008170234.html>（参照 2021-01-11）

¹³⁸ <https://www.nyasatimes.com/malawi-commemorates-deafblindness-day-vihema-donates-covid-19-prevention-items/>（参照 2021-01-11）

療スタッフ等への感染予防・管理の研修を行った¹³⁹。

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

FEDOMAは障害者が直面している課題として、流行期間におけるてんかんや精神科の薬などの障害関連薬の供給不足を指摘している¹⁴⁰。

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

マラウイ視覚障害者連合は、コロナ禍におけるインクルーシブな形での教育への対応を求める声明¹⁴¹を発表している。同団体は、教育機関の一時閉鎖とオンライン・遠隔教育の採用といった緊急対応計画が障害者に配慮しておらず、障害のある児童・生徒が学習メディアや指導方法はアクセスできない。インターネットやラジオ放送も貧弱か全く存在しないため、視覚障害や盲ろうの児童・生徒が教育から排除されていると指摘した。またこれらの阻害要因がさほど問題でない場合でも、アクセス可能なコンテンツの不在、読み書きに必要な装置の不足、装置を操作しコンテンツを活用するための技能の不足により、これらの児童・生徒は教育から取り残されるか完全に排除されており、半数以上が教育を受けていなかったコロナ禍前の状況をさらに悪化させているという。特にこれらの代替措置の利用が難しい農村部の児童・生徒や女子生徒の中退率の増加を懸念している。FEDOMAも同様に、障害者が直面している課題として、学校閉鎖期間中に障害のある児童・生徒に指導を提供するための介入の欠如を指摘している¹⁴²。

UNDPの報告書¹⁴³では、学校閉鎖は専門家の追加支援が受けられなくなる点において、とりわけ障害のある子どもへの影響が深刻だと指摘している。さらに学校閉鎖は「障害のある子どもが障害のない子どもと同様に扱われ、受け入れられる場所」を社会から失うことであり、また障害のある子どもの保護者の負担も増加するとの政府職員の指摘を紹介している。

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

マラウイ視覚障害者連合とアフリカ盲ろう者連合の代表を務めるEzekiel Kumwenda氏は、インタビューの中で社会的距離のような封じ込め対策（containment measures）は差別的な側面があると指摘し、「障害者、特に全盲や盲ろうの者は介助者に頼らざるを得ず、これらの対策は彼/彼女らが活動的になれないこと、誰かの支援がなくては移動するのが非常に困難になるということを意味している」と述べている¹⁴⁴。

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

障害者の就労に対するコロナ禍の影響については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

¹³⁹ <https://www.wateraid.org/mw/covid-19-response>（参照 2021-01-11）

¹⁴⁰ FEDOMA (2020)

¹⁴¹ Malawi Union of the Blind (2020) “Call to Action For an Inclusive Covid-19 Response on Education in Malawi” https://www.internationaldisabilityalliance.org/sites/default/files/education_press_release.pdf（参照 2021-01-11）

¹⁴² FEDOMA (2020)

¹⁴³ UNDP (2020) COVID-19 PANDEMIC IN MALAWI FINAL REPORT, Volume 1: Main report

¹⁴⁴ <https://disabilityrightsfund.org/covid-19-malawi-union-of-the-blind/>（参照 2021-01-11）

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

マラウイ視覚障害者連合とアフリカ盲ろう者連合の代表を務めるEzekiel Kumwenda氏は、上述のインタビューの中で、マラウイ政府の新型コロナウイルスに関するさまざまなメッセージはほとんどの場合テレビや印刷物を通じて拡散されており、全盲や盲ろうの障害者には情報に非常にアクセスしにくいと、点字や触手話などのさまざまな手段を用いてメッセージを伝えるべきだと指摘した。同氏は特にラジオや電話、テレビを持たない地方に住む障害者について懸念しており、コロナ禍やウイルスからの予防手段について知る方法がないと指摘した。同氏が実際に地方の障害者を訪問したところ、コロナ禍が起きていること自体を知らなかったという¹⁴⁵。

¹⁴⁵ <https://disabilityrightsfund.org/covid-19-malawi-union-of-the-blind/> (参照 2021-01-11)

3. 障害関連団体の活動概況

3-1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
マラウイ障害者団体連盟 Federation of Disability in Malawi : FEDOMA	1999年にマラウイの障害者団体の連盟として設立され、12団体が加盟している。マラウイ全土のあらゆる種類の障害者の代弁者として、障害者のために行動することで、非障害者コミュニティが当たり前に利用しているサービスや支援を障害者も利用できるようにすることを活動の目的としている ¹⁴⁶ 。また同連盟はCBRのための国家リソース・運営チームのメンバーであり、いくつかの県議会のCBR計画・モニタリングチームのメンバーでもある。さらにNACCODIのメンバーにも任命されている ¹⁴⁷ 。
マラウイ視覚障害者連合 ¹⁴⁸ Malawi Union of the Blind	マラウイ視覚障害者連合は全盲の人や視覚障害者の権利とニーズのために活動する登録団体で、MACOHAやアフリカ盲人連合の支援を受けて設立された。国内に32の支部がある。同団体の目的の一つは政策の計画・策定の際に、全盲の人の状況が考慮されるようにすることである。 【設立年】1994年 【ビジョン】全盲の人と視覚障害者のニーズと関心事項を追求することで、国家的アジェンダの開発に十全に参加できるようにすること。 【活動内容】 アドボカシーとロビイング、リハビリテーション、ビジネス管理、会員のための能力強化、成人識字教育の提供

¹⁴⁶ <https://www.fedoma.org/>（参照 2021-01-11）

¹⁴⁷ Government of Malawi (2018b)

¹⁴⁸ MoGCDSW (2013) *Malawi Disability Directory 2012-2013*, USAID, <https://docplayer.net/138523389-Edition-malawi-disability-directory.html>（参照 2021-01-11）

マラウイ全国聴覚障害者協会¹⁴⁹ Malawi National Association of the Deaf: MANAD	マラウイの聴覚障害者の権利と福祉の促進を目標として設立された。世界ろう連盟と FEDOMA の会員組織。 【設立年】 1992 年 【活動内容】 (1) アドボカシーと意識啓発 ・ 意識啓発キャンペーン ・ HIV テストとカウンセリングキャンペーン ・ 関係者との協議 (2) 教育 ・ 手話クラスと通訳者の研修 ・ 医療関係者を含むサービス提供者へのリーダーシップ研修 ・ HIV/エイズやその他のテーマについて、聴覚障害者のピア・エデュケーターの研修 (3) アウトリーチ ・ 既存支部の能力強化
マラウイ障害者対策¹⁵⁰ Malawi Against Physical Disabilities (MAP)	【設立年】 1982年 【主な活動領域】 医療リハビリテーションサービスの提供 【主要な活動】 ヘルスケア、リハビリテーション、CBR、移動支援、支援機器関連 【具体的な活動内容】 理学療法、作業療法、支援機器関連 【受益者の数】 1,000人 【対象となる障害の種類】 身体障害 【有給職員の数】 139人 【主な収入源】 政府補助金、国内ドナーからの資金、寄付、副業収入

¹⁴⁹ Ibid (2013)

¹⁵⁰ 本調査のための質問票への回答に基づいて記載。

障害のある女性団体¹⁵¹ Disabled Women in Africa (DIWA)	障害のある女性と女兒のための団体で、2002年にタンザニアで設立され、マラウイでは2012年に設立された。アフリカの地域及び国レベルにおける12団体の会員となっている。 【設立年】2012年（マラウイ） 【ビジョン】障害のあるアフリカの女性と女兒が権利を享受し、運命に影響力を行使し、あらゆるジェンダーや障害に基づく差別から自由になること。 【活動内容】障害のある女性や女兒に関する課題について、情報共有、能力強化、学習、研究とアドボカシー活動を行う。
アンダー・ザ・セーム・サン¹⁵² Under the Same Sun (UTSS)	2008年に設立されたカナダの慈善団体。アルビノに対する差別と暴力の撤廃、社会包摂と社会参加を目的としている。主な活動内容はアドボカシー活動と教育事業。パラレルレポートの提出団体。
マラウイ・アルビノ協会¹⁵³ Association of People with Albinism of Malawi (APAM)	マラウイのアルビノの権利を擁護する非営利団体。FEDOMAの会員組織であり、パラレルレポートの提出団体でもある。

3－2．障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
WaterAid	水・衛生サービスにおける障害者の公平性と包摂に関する多くの支援を行っている。マラウイの6つの地区で実施されているプロジェクトでは、バラカ、マチンガ、チクワ地区の障害者グループが、地域の水と衛生（Water, Sanitation and Hygiene : WASH）委員会に参加するための訓練を受けた。また、障害者を含むさまざまなニーズのある人々が簡単にアクセスできる公衆トイレや井戸穴、その他の水場を建設した。

¹⁵¹ DIWA Malawi (2019) “Submission on good practices to ensure effective access to justice for persons with disabilities” https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Disability/SR_Disability/GoodPractices/Disabled_Women_in_Africa.docx （参照 2021-01-11）

¹⁵² <https://www.underthesamesun.com/> （参照 2021-01-11）

¹⁵³ <https://www.facebook.com/APAMSECRETARIAT/> （参照 2021-01-11）

Sightsavers ¹⁵⁴	1950年代からマラウイで活動する視覚障害者の国際支援機関。マラウイでの活動は、目の健康の向上、失明予防、障害のある子どもたちが必要な支援を受けられるようにすることに重点を置いている。活動の多くは、特に農村部での眼科医療サービスの改善を支援することで、視覚障害者の診断と治療を可能にしている。また、障害のある子どもたちが学校に通い、同級生と学べるように教員の研修も行っている。
CBM ¹⁵⁵	キリスト教系の国際非政府組織で、障害のあるすべての人が人権を享受し、潜在能力を活かすことができるインクルーシブな社会の実現を使命としている ¹⁵⁶ 。主に白内障の外科的除去を中心とした眼科医療を提供するためにCBRを支援した ¹⁵⁷ 。
500 Miles ¹⁵⁸	マラウイとザンビアで活動する英国の慈善団体。保健省と協力してマラウイで2カ所の義肢装具センターを運営している。1カ所目は首都リロングウェにあるカムズ中央病院内のセンターで、2009年の開所以来1万500人の患者の装着を実施しており、6,500人の患者が登録されている。2カ所目はマラウイ北部にあるムズズ中央病院で、2012年の開所以来、2,500人の登録患者に対して4,500個以上の義肢装具を提供している。2021年7月1日以降は、同センターの管理財政責任はムズズ中央病院に引き渡されることになっている。

¹⁵⁴ <https://www.sightsavers.org/where-we-work/malawi/>（参照 2021-01-11）

¹⁵⁵ 旧名称 Christian Blind Mission

¹⁵⁶ <https://www.cbm.org/about-cbm/our-vision-mission-and-values/>（参照 2021-01-11）

¹⁵⁷ 政府報告

¹⁵⁸ <https://www.500miles.co.uk/>（参照 2021-01-11）

4. 参考資料

- AfriCAN (2018) *Summary Report of the 6th CBR Africa Conference*
- Education Development Trust and UNICEF (2016) *Eastern and southern Africa Regional Study on the Fulfillment of the Right to Education of Children with Disabilities*
- Government of Malawi (2015) *National Disaster Risk Management Policy*
- Government of Malawi (2017) *CRPD combined initial and second State Party's Report submitted by Republic of Malawi*
- Government of Malawi (2017) *National Health Policy*
- Government of Malawi (2017) *Malawi Growth And Development Strategy (MGDS)III (2017-2022)*
- Government of Malawi (2018a) *Malawi National Social Support Programme II (MNSSP II)*
- Government of Malawi (2018b) *National Disability Mainstreaming Strategy and Implementation Plan 2018-2023*
- Government of Malawi (2018c) *National Resilience Strategy 2018-2030*
- Government of Malawi (2018d) *National Social Welfare Policy: Promoting Social Inclusion and Human Dignity*
- Government of Malawi (2020) *MALAWI 2020 Voluntary National Review Report for Sustainable Development Goals (SDGs): Main Report*
- International Labour Organisation (2016) *Social Protection in Malawi: Assessment Based National Dialogue Brief*
- Ministry of Education, Science and Technology (2016) *National Strategy on Inclusive Education 2017-2021*
- Ministry of Gender, Children, Disabilities and Social Welfare (2019) *Republic of Malawi National Review on the Beijing + 25: Twenty-fifth Anniversary of the Beijing Declaration and Platform for Action (1995)*
- Ministry of Finance Economic Planning and Development (2016) *A Stakeholder driven review of the design and implementation of the Malawi National Social Support Programme (2012–2016)*
MoFEPD, Poverty Reduction and Social Protection Division. December 2016. Lilongwe, Malawi.
- National Statistical Office (2019) *2018 Malawi Population and Housing Census*
- United Nations (2020a) *CRPD Shadow Report submitted by Disabled Women in Africa (DIWA) and Humanity & Inclusion*
- United Nations (2020b) *CRPD Shadow Report submitted by Under the Same Sun (UTSS) and Association of People with Albinism of Malawi (APAM)*
- UNDESA (2018) *Realization of the Sustainable Development goals by, for and with persons with disabilities: UN Flagship Report on Disability and Development 2018*
- UN Malawi (2020) *COVID-19 Update Situation Update No. 20 at 31 July 2020*
- UNDP (2020) *COVID-19 PANDEMIC IN MALAWI FINAL REPORT, Volume 1: Main report*

UNICEF (2019a) *2018/2019 Disability Budget Brief*

UNICEF (2019b) *2018/2019 Education Budget Brief: Towards Improved Education for all in Malawi*

UNICEF (2020) *A Situation Analysis of Children with Disabilities in Malawi*

<ウェブ情報>

内閣府 (2013-2019) 『障害者白書』 <https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html> (参照 2021-01-11)

JICA (2017) 『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』
https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf
(参照 2021-01-11)